

第 14 回うるま祭り出店申込書

第 14 回うるま祭り出店要綱を遵守し、必要書類を添えて、下記のとおり出店を申し込みます。また、場合によっては実行委員会からの、出店に関する調査・問合せ等に協力します。

申込日：令和 年 月 日

うるま祭り実行委員会 様

出店申込受付番号

よみがな				
代表者氏名				
連絡先	携帯： TEL: FAX:			
事業所名				
郵便番号	〒			
所在地				
よみがな				
責任者名				
連絡先	携帯： TEL: FAX:			
取扱品目 及び 販売価格 (必須項目)	商品名	価格	商品名	価格
店舗の種類	<input type="checkbox"/> テント使用 (5.4m×3.6m) ※該当する項目に☑してください <input type="checkbox"/> その他(具体的に) _____			
車両番号 (必須項目)	車両名： 車両番号： ※記載例：沖縄〇〇 あ 12-34 ※一台のみの登録とします。			
備考欄	※ <u>市内資金造成団体</u> は出店目的を必ず記入してください。(詳しく)			

うるま祭り出店に関する誓約書

私、_____は、うるま祭りにおいて、祭り運営に協力いたします。そして下記の出店留意事項に反する行為を行った場合及び出店要綱に違反した場合は出店の取り消しまた、一切の営業を停止、次回以降のうるま祭りへの出店に関し、うるま祭り実行委員会から出店を拒否されても異議申し立ていたしません。代理人も含む。

<出店留意事項>

- (1) 保健所の許可を必要とする業種(飲食関係等)で許可証のないものは出店しない。
- (2) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用しない。
- (3) 原則、祭り期間2日間出店する。また、指定された場所以外での営業活動、及びこれに付随する活動をしない。
- (4) 出品の販売価格は市場価格を守ることとし、不当な価格で物品を販売しない。また全ての商品に販売価格を必ず表示する。
- (5) 店舗前が見やすい場所に必ず商号を表示する。
- (6) 販売する商品または材料等は、市産品や県産品を可能な限り優先して使用する。また酒類についてはオリオンビール、泰石酒造、崎山酒造廠、神村酒造、新里酒造の商品のみとし、その他の商品についても市内事業所を出来る限り利用する。
- (7) 実行委員会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示する。許可証のない営業は一切認められないことを受け入れる。
- (8) 「カセットコンロ」及び「木炭」の持ち込みの禁止を厳守する(予備としての持ち込みの禁止も厳守する)。
- (9) 発電機及び燃料の持ち込みの禁止を厳守する。電気を必要とする場合は、沖縄県出店業事業協同組合に申し込む。
- (10) 飲食及び物販(ゲーム)などの出店業を行う場合は、必ず消火器を準備する。
- (11) 飲食物を取り扱う場合は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については、必ず保健所の許可を得ることとし、祭り当日は、保健所並びに衛生指導員の指示に従う。万一食中毒等が発生した場合、自らの責任でもって適切な対応をする。
- (12) 飲食物を取り扱う場合は、生産物賠償責任保険(PL 保険)又は食品営業賠償共済保険に必ず加入する。(証券等の写しを提出する)
- (13) 物販・ゲーム、遊具を取り扱う場合は、施設賠償責任保険に必ず加入する。(証券等の写しを提出する)
- (14) 未成年者への酒(アルコール)類の販売を行わない。また、自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒(アルコール)類の販売禁止に従い、且つ、その旨を店頭に表示する。万一販売を行った場合、次回からの出店拒否を受け入れる。
- (15) 物販・ゲーム等の出店において、他者に危害を与えるおそれのあるもの(エアガン・レーザーポインター等)、及び会場を汚損するおそれのあるもの(パーティスプレー等)について商品及び景品として取り扱うことや、現金を商品及び景品として取り扱わない。また、瓶など割れ物の容器による販売を行わない。
- (16) 営業に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行う。万一損害を被った場合でも実行委員会及びうるま市商工会、沖縄県出店業事業協同組合へ一切責任を求めない。
- (17) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前以て届出を行い、その承認を得る。
- (18) 祭り期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を実行委員会に連絡する。連絡なき者は次回からの出店拒否を受け入れる。
- (19) 店舗周辺の清掃は随時行う。
- (20) 花火打上げの際には、観客及び作業の安全が確保できる範囲内(100w未満の電球5個まで)で店舗

- の照明をおとし、花火終了後は速やかに閉店準備を行う。※花火終了後も電球は5個までとする。
- (21) 祭り開催中は、常に出店周辺の美化に努める。また、祭り日程終了後においても、出店場所・出店周辺の清掃作業、原状回復を行う。原状回復が不十分な場合には、祭り翌日、事務局の呼び出しに応じ清掃作業を行う。応じない場合、次回からの出店拒否を受け入れる。
 - (22) 移動パーラーでの販売禁止（場内・場外問わず）を厳守する。
 - (23) 暴力団との関わりをもたない。暴力団に指定場所を転貸しない。暴力団員を出店に従事させない。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても意義を申し立てない。
 - (24) 次の営業時間を厳守する。 ●開店時間:正午 12 時 00 分 ●閉店時間:午後 9 時 00 分
 - (25) 閉店時間以降の物品等の販売禁止を厳守する。万一販売を行っているのが発覚した場合、うるま祭り実行委員会からの出店拒否を受け入れる。
 - (26) 発電機の電源を祭り期間中は、午後 10 時 00 分に落とすこととする。電源を落とした後の金銭管理及びパソコン等の機材管理を十分に行うこととし、万一紛失、故障等があった場合でも実行委員会、うるま市商工会及び沖縄県出店業事業協同組合へ一切責任を求めない。
 - (27) 駐車場については、実行委員会が指定する駐車場を利用する。指定外の会場内及び会場周辺への駐車禁止を厳守する。
 - (28) 設営は祭り前日までに完了することを厳守する。
 - (29) 来場者の安全確保を目的に、祭り当日の午前 11 時 00 分から午後 10 時 00 分までの時間帯は、搬入・搬出のための祭り会場への車両乗り入れ禁止に従う。
 - (30) 祭り終了後の撤去については、祭り翌日午前中(21 日)までに完了する。
 - (31) 出店業者から出るゴミについて、実行委員会の定める方法【別紙2】に従い分別し、処分する。
 - (32) 実行委員会の定める方法に基づかない場合又は、エコステーション設置の時間内(午後 1 時から午後 9 時 30 分まで)にゴミを持ち込めない時は、各自でゴミを持ち帰り処分する。
 - (33) 祭り中止または延期されたことにより被る損害については、実行委員会、うるま市商工会、沖縄県出店業事業協同組合へ一切責任を求めない。
 - (34) 会場となっている陸上競技場のフィールド内(芝生内)への車両の乗り入れ、及びフィールドを損傷させる行為の厳禁に従う。これに従わずフィールド及びフィールドの芝生を損傷させた場合には、実行委員会は当該損害賠償の請求を負う。
 - (35) 出店業者は、祭りを安全且つ順調に実施する義務を負う。
 - (36) 運営管理について、実行委員会の行う指示、また腕章をした指導員の指示に従う。
 - (37) 個人情報取り扱いに関し、祭りの運営に必要となる範囲において同意する。
 - (38) 出店の申込に、実行委員会の指示により追加で書類の提出を求められた場合は、速やかに提出する。
 - (39) 実行委員会からの、出店に関する調べや問合せに協力する。
- 上記出店留意事項に同意し、それを証するため署名押印します。

令和 年 月 日

事業所名

代表者氏名

⑨

連絡先番号(携帯番号)